

大会シンポジウム

「感情はどのように哲学的に論じられるか — 感情と政治」

提題者

和泉悠(南山大学)
池田弘乃(山形大学)
中畑正志(大阪公立大学非常勤)

司会

池田喬(明治大学)
神島裕子(立命館大学)

現在、いくつかの点で、哲学は感情をどのように論じうるのか問われている。米国では大統領の選挙戦において、政治と大衆的熱狂の関係が再び注目された。日本でも東京都知事選などで、インターネットの映像配信を利用した劇場型演説の影響力の強さが示された。西洋哲学には、アリストテレス『弁論術』など、感情を煽りあげる演説や集団的な感情に関する考察の長い伝統がある。また現在、それらの伝統を踏まえた上で、今日的装いで哲学的探究が進められつつある。

では、感情をどのように哲学的に論じられるのか。問題状況は単純ではない。一般に、公的言論の場において話し手が「感情的になっている」とか聞き手の「感情に訴えている」と言われる場合、その語り方にはネガティブな評価が下されている。また、感情的な語りに対するネガティブな評価は、往々にして、冷静で理性的と呼ばれるような語りに対するポジティブな評価と対になっている。しかし、このような感情／理性の二元論的発想には問題も多い。第一に、感情的と呼ばれる語りが十分な思考能力をもつ人々にも容易に影響することをどう説明するのかという問題がある。そのような語り実は感情以外の認知的側面に影響を与えている可能性を考慮し、そのメカニズムを解明する必要があるかもしれない。第二に、感情を利用した政治に対抗する語りもまた感情と無関係であるとはいえない。理性的な話し合いを求める立場もまた、既存の政治に対する怒りや失望に動機づけられていることが少なくないからだ。

以上のように、感情を哲学的に論じようとする場合には、感情／理性の二元論的発想に単純に依拠することはできない。それだけでなく、語りを感情的なもの／理性的なものに分類する慣行はジェンダー化や人種化されている場合が多い。例えば、女性／男性や有色の人々／白人という区分における前者の語りを感情的、後者の語りを理性的と見なす慣行や潜在的連想の存在が指摘されている。感情の概念を扱う場合には、社会的慣行や潜在的連想に含まれる偏見の問題にも留意しなくてはならない。

以上のように、感情はどのように哲学的に論じられるかという問いにはいくつもの難題が待ち構えているように見える。しかし、これらの難題への対処を可能にするような研究が哲学の世界には蓄積されてきた。

例えば、侮蔑語などを含んだヘイトスピーチの言語哲学的分析は、それらの語りは単なる感情の表出と見なすものではなく、標的となる人々を劣位化する行為という社会的意味をもつことなどを明らかにしてきた(和泉悠『悪い言語哲学入門』筑摩書房、2022年。本多康作・八重樫徹・谷岡知美編『ヘイトスピーチの何が問題なのか — 言語哲学と法哲学の観点から』法政大学出版局、2024年)。また、一見感情を排して成立するかのように見える

「法」も嫌悪感や復讐心などの感情を反映しているという認識が深まり、「法と感情」の研究が盛んになっている(M. スズバウム『感情と法 — 現代アメリカ社会の政治的リベラリズム』(河野哲也監訳)、慶應義塾大学出版会、2020年。S. バンディス編『法と感情の哲学』(橋本裕子監訳、小林史明・池田弘乃訳)、勁草書房、2023年)。さらに、感情への哲学的関心は、分析哲学における心の哲学の一分野を形成するに至り、感情の政治利用と関係の深い集合的感情の研究も進んでいる。また、現代の感情の哲学において古代の感情論がしばしば参照され、再評価を受けていることは注目に値する(中畑正志『魂の変容 — 心的基礎概念の歴史的構成』第三章、岩波書店、2011年)。

以上を踏まえると、感情と政治の問題について哲学から言えることは少なくないはずである。本大会シンポジウムでは、言語哲学、法哲学、哲学史の観点から、感情は今日のように哲学的に論じられているのか、また、政治について何が言えるのかを多面的に精査する。

ヘイトスピーチや侮辱語についての言語哲学的考察を重ねてきた和泉悠氏は、標的を非ヒト生物になぞらえる「非人間化」のレトリックの意味論的分析を行い、非人間化する表現は、話し手の単なる感情の表出として理解することはできず、むしろ、標的を「下」に位置づけるという非情動的な内容をもつことを論じる。そのために、ローバート・スタルネイカーの共通基盤の理論を発展させたものを意味論的枠組みとして採用し、非人間化する表現が、話し手と聞き手の間の交渉なしに、半ば強制的に共通基盤をアップデートするという議論が活用される。

主にフェミニズムやケアの観点から法理論の検討を行ってきた池田弘乃氏は、一見感情とは無縁に見える法が実際には感情に訴えている「法の中の感情」だけでなく、感情の表現やその表現の共有の仕方が法制度や法を統括する規範に左右される「感情の中の法」にも目を向ける。法を統括する規範はあるべき感情の姿(感情台本)を指し示すが、池田氏は、こうした規範的な感情に抗う自己の感情の共感・反感が有する政治的な力に着目する。では、どのような感情の共感がまっとうな社会のあり方につながりうるのだろうか。この問いに池田氏は尊敬や尊厳に関わる感情の考察によって答えようとする。

プラトンを始めとする古代ギリシャ哲学の専門家であり、感情の哲学史に従事してもきた中畑正志氏は、プラトン『国家』における「詩人追放論」に西洋哲学における感情論の源泉を見出し、そこに含まれる政治的含意を析出する。中畑氏によれば、詩人追放論においては聴衆が悲劇や喜劇の登場人物と「パトスをとともにする」が、この共同的感情は詩人たちが提供する規範であり、かつ、詩人追放が「正しいポリス建設のための措置」である以上、感情はその起源からして批判的に考察されるべき対象だった。中畑氏は、古代の感情論を現代の感情の哲学と関連づけつつ、差別的感情のような暗黙的な集団的感情は社会環境や社会構造を構成する要素であり、感情の分析は既存の社会構造や政治の批判的考察になることを明らかにしようとする。

以上の三つの提題を通じて、感情と政治の関連が、言語的、法的、心的な現象として照らし出され、問題点が明示化され、さらに、感情の哲学の進むべき道が拓けてくるはずである。その先に、現在の感情の政治に対する向かい合い方も見えてくるかもしれない。このような期待のもと、本シンポジウムは、感情の哲学的な語り方について多面的かつ多層的に理解する機会となることを目指す。

感情以上説得未満

非人間化レトリックを例として自然言語の表出性を検討する

和泉悠(南山大学)

「感情的な発言」や「理性的な対話」といった決まり文句に見られるように、感情と理性を対比的にとらえる常識的発想においては、われわれが使用する言語にも感情的なものと理性的なものが存在し、それらが相反するかのように語られる。本発表では、この対立が表面的なものに過ぎないことを示し、私たちの言語使用の多くは、情動的機能と非情動的機能を並列的に達成すると主張する。

本発表の事例として焦点を当てるのは、標的を非ヒト生物になぞらえる非人間化(dehumanization)のレトリックである。ナチス・ドイツがユダヤ人を文字通り「人間以下」(Untermenschen)と呼び、害虫・害獣として表象したことは有名だが、戦時プロパガンダのみならず、狩猟採集生活を送る人々が、ズルをする仲間を「ケモノ!」とののしるなど、古今東西幅広い文脈において、同様の表現が使われてきた。

特にののしりとして使用される非人間化のレトリックは、きわめて感情的な言語とみなすことができる。「怒りに任せて暴言を吐く」「苛立ちから悪態をつく」といった記述は、それほど不思議なものではない。自然言語とその使用者の感情ないし情動的側面については、いくつかの神経科学・心理学的研究が存在する。たとえば、暴力的な卑語の使用が、他の一般的な語彙の使用と独立で脳部位と相関していることや、卑語使用が痛み耐性を増加させることが判明している。また、怒りの沈静化といった、感情の社会的共有がもたらすさまざまな効能についての研究が進められている。

また、乱暴な表現により聞き手を萎縮させる、一般的に忌避される生物の名前を使うことにより、不快な感覚を喚起させるなど、非人間化のレトリックは、感情に訴えるものであると言えることができるだろう。

しかしながら本発表では、非人間化レトリックの意味論的分析を通じて、そうした暴言ですらきわめて内容が豊富な非情動的側面を持ち、聞き手の認知に大きな影響をもたらす点を示す。

非人間化のレトリックには多様な表現が使用されるため、さまざまな表現パターンの分析が必要となる。本発表で検討するは、「このやろう」のような二人称的なののしり表現、「ケモノ」「犬」のような非ヒト動物を用いたメタファー、そして「出ていけ」のような命令口調の三つである。

第一に、二人称的なののしり表現は、日本語のいわゆる「敬語」に代表されるような、話者と聞き手との対人関係を調整する「待遇表現」の一種として分析される。自然言語は人物の相対的序列関係を表象し、ののしり表現は聞き手の相対的立場を大きく低める役割を果たす。

第二に、非ヒト動物メタファーは、メタファー理解に有効な概念空間の枠組みを用いて分析される。自然言語は普遍的に「上下」の空間的・方向的メタファーを利用する。「上司」が「部下」に指示を出し、他者を「下っば」と「見下し」、価値が「低い」とみなす。本発表では、非ヒト動物メタファーも、そのような空間的位置付けの要素を有していると主張する。そうした表現は、単に不快な感覚を喚起するだけのものではないのである。東西問わず、常識的世界観において、ヒトと非ヒト生物は序列的階層関係に組み込まれている。たとえば、キリスト教的世界観においては、神や天使

を上位者として、それに次ぐ人間、そして人間に支配されるべき存在が下位に連なる。そうした「存在の連鎖」が、話者の概念空間に埋め込まれており、メタファー解釈にはその資源が利用される。結局のところ、非ヒト動物メタファーは、標的を「下」の存在に位置付けるものとして理解されるのである。

第三に、命令表現の使用は、デイヴィッド・ルイスの議論にない、会話参加者の権力関係の操作として分析される。「出ていけ」や「黙る」といった命令の内容そのものよりも、そうした内容を指定することができるというメタ的な文脈の変更がより重要となる。

このようなさまざまな種類の表現を同時に取り扱う意味論的枠組みとして、平叙文・疑問文・命令文を総合的に分析する、基本的にはロバート・スタルネイカーの共有基盤の理論を発展させたものを採用する。本発表で重要なのは、このような枠組みにおいては、人々の共有基盤を変更、アップデートする方法は複数存在する、という点である。

理想的対話が行われている現場では、話者が平叙文を用いて特定の命題とその根拠を主張する。そして、聞き手は根拠を吟味し、異議があれば異議を唱えるか、少なくとも命題の受け入れを保留する。あるいは、命題を受け入れ、共有基盤をそれに合わせて変更する。平叙文を用いた主張行為と、それが表す命題の受け入れの間にはいくつかのステップが存在し、話者と聞き手は一種の交渉を行うのである。

自然言語には、そのような形のアップデートだけでなく、半ば強制的な、交渉欠如型のアップデート方法が存在する。たとえば、「雨が降っているらしい」と話者が述べたならば、話者が「雨が降っている」という命題を「伝聞で把握した」という情報がただちに共有基盤に組み込まれる。「いや、雨は降ってないよ」と、表現された命題を直接否定することは可能であるが、「雨が降ってないらしいよ」「*雨が降ってらしいないよ」(これは日本語表現としてそもそも成り立たない)のように、伝聞があったことを否定することは簡単ではない。「え、ちょっと待って。今なんて言ったの? 「らしい」ってどういうこと?」のように、会話の進行そのものを停止させ、メタ的な議論を開始させる他ないのである。

上述の三つの言語表現はどれも、交渉欠如型のアップデートを行う。つまり、理性的な説得として機能するわけではない。しかしながらそれと同時に、単に話者の不平不満の表出といった、純粋な情動表出として理解されるものでもない。標的を「下」に位置付けるという、きわめて非情動的内容を持っているからである。

非人間化レトリックの標的は、結果として、一種のダブルバインド的狀況に追い込まれることとなる。一方で、共有基盤に押し付けられた「下の存在である」という内容を受け入れるならば、それは従属的立場を受け入れることになる。他方で、当然の反応として、そのような屈辱的内容を拒否するならば、非人間化レトリックの使用者との対立・葛藤が生じることとなる。多くの場合使用者は権力を有している側であるため、そこには反抗への罰および追従者への報酬が存在する。「受け入れる/受け入れない」のいずれの道を取るにせよ、そこには抑圧的害が待ち受けるのである。

共感・反感・尊厳

法を成り立たせる感情について

池田弘乃（山形大学）

政治と感情が密接な関係を帯びていることは今さら言うまでもないかもしれない。では、法はどうであろうか（ここでは、専ら日本の近代法システムを念頭においてみることにする）。

法と感情の関係についても、理性と感情の二項対立を念頭に、法は理性的であろうとするもので、感情を極力排除しようとしているという描像がかなり戯画化されたものであることは知られつつあるだろう。他の様々な学問分野と同様、法学においても「法と感情」研究は様々な形で展開されつつある。そこでは、法と感情の関係について、法そのものを成り立たせる働き、あるいは法の作動において、感情が切っても切れない形で見え隠れする有様が探求されてきた。

人権という理念一つとってもそうである。リン・ハントがフランス革命を通じて描き出したように、文学でありそれがそのまま道徳哲学でもあるような表現物が、それに対する人々の共感の拡大に伴って、人権という理念が流布する下地を作り上げたという見解がある。リチャード・ローティがアネット・ベイヤーに導かれながら考察した「感情教育」に関わる議論を想起することもできる。何らかの感情的な下支えなくして、身分や信仰のいかに問わず全ての人間が個人として尊重されることを謳う社会はありえただろうか。

もちろん、いわゆる近代法の理念としての「万人の平等な自由」というフレーズに触れるとき、それが当初から現実との間に極めて大きな齟齬を抱懐していたことに直ちに思い至らざるを得ない。そこで「人」たりえたのは、非常に乱暴に言えば、健常で異性愛でシスジェンダーで国籍を保有する財産と教養を備えた成年男性にすぎなかった。そのそれぞれについて、（例えばオランプ・ド・グージュが示したように）同時代においてすでに根源的な批判が始まっていた。

法自体を成り立たせ、それを正統なものとして持続させる際に、感情がどのような役割を果たしているのか、そして感情はどのような役割をはたすべきなのか。法の中の感情を探る試みは、しかし、同時に、その感情なるものが、表現され、見聞きされ、やり取りされる際に、法制度や法制度を統括する規範がどのようなあり方をしているかに強く左右されるという事実にも向き合うことになる。

規範というとき、ここでは、感情規範や感情台本といった、ある時代・地域において適切とされる感情表現のありようを指し示した「あるべき」姿が念頭に置かれている。それに則った感情表現を人々が共有することが、社会の安定的な（安心できる）運営を担保する訳である。

しかし、当然ながら、人はときとして「あるべき」でない感情を抱懐し、あるいは、そもそも是非かすら名状しがたいような感情（や情動）と共にいる自分を自覚することがある。そのとき、感情台本に沿う形で、それを適切に整序して、修繕して、表現するという対応をとろうとするかもしれないが、むしろその自分の感情をそう簡単には放棄しないで、支配的な感情台本の方に抗おうとするかもしれない。

そのとき、非常に問題含みになるのは、自分の感情自体に

ついて、自信もなければ、間違っさえいるかもしれないという実感が伴う場合であろう。このとき、「わかっちゃいるけどやめられない」とばかりに、その自分の感情にとどまって、感情台本と対峙することは可能だろうか。

ここには、判断に抗して持続する感情の意義を考えるという課題があるだろう。それは不合理なことなのか。それとも合理的か不合理かということ自体を、もう一度一から考え直してみる必要があるのか。判断が見出した理と感情の中にある（まだ見ぬ）理が衝突している可能性はないか。それとも、理なるものが結果として感情の方へと還元されていくことになるのか。このとき、「わかっちゃいる」と「やめられない」のどちらかに開き直り、居直るのではなく、「けど」という接続関係に少しく立ちどまってみることによって、感情が私たちの社会の規範形成にどのように関わっているのかを、考え直してみることはできるのではないか。

人々はみな、日々、様々な感情を経験し、表出し、見聞きし、やり取りしながら生きている。そして、自分と他者とのやり取りの中で共感や反感という感情が占める位置は極めて大きいものといってもよいだろう。

感情と共に織りなされる人々の生活のなかで、現在の法制度のあり方に、何かしら異議申し立てをするというとき、一つの顕著な感情として怒りが登場することが多いだろう。そして、怒りも憤怒、激怒、義憤、公憤といった形に実に様々な現れ方をする。怒りにせよ、それ以外の例えば悲しみといった感情にせよ、それらの感情への共感や反感がどのように広がるかも、（ひょっとしたら）当初の感情以上に、重要な要因として社会を動かしていくかもしれない。

当初は少数派であった共感や反感のうねりが、やがて社会の多数派となることもある。あるいは、少数派であり続けるものが、多数派からの逆襲にあうこともある。そのような感情を織り交ぜた人々のやり取りは、社会にとって、活性化の素材となるかもしれないし、むしろ社会自体を崩壊の危機へと導くかもしれない。崩壊や分断でもよいと割り切るのも一つの選択肢だろうが、そう割り切らず、感情を交えたやり取りが、どのようにすれば、よりまっとうな社会のあり方へとつながっていくのかを考えてみることはできないだろうか。

この考察にあたって本稿では、「尊敬する」とか「尊重する」といった働きとそこに含まれる感情を一つの手がかりとすることを試みてみたい。これは、つとにジョン・ロールズが社会的基盤の一つとしてあげていた「自尊の基礎」が提起していた論点ともつながるであろうし、現代世界における極めて扱いの難しい言葉「尊厳」に関する検討にも関わりをもつ（「難しい」というのは、例えば、尊厳に結びつくのが「人間」なのか「個人」なのかだけでも、その意味合いに大きな振幅がでるところに現れている）。

尊厳の感覚と感情、そして尊厳が毀損される感覚と感情について考えることで、人々を結び付けたり、切り離したりする感情の魅力と難点に、何とか迫ってみることはできないだろうか。そのことは、感情論（感情に関する議論）をよすがとして、法における人間像を考え直す作業ともなるだろう。

パトスをともにするということ

——感情・集団性・政治

中畑正志(大阪公立大学非常勤)

「政治的に重要な問題に関連して「感情」という言葉が跋扈している」——20年以上前になるが、私は感情についてのある論考をこんな言葉で始めた(『〈感情〉の理論,理論としての〈感情〉』『思想』948号 2003年、のちに修正して『魂の変容——心的基礎概念の歴史的構成』に収録)。シンポジウムでの私の報告にとっただけでなく、いま感情を哲学の視点から論じるうえでもおそらく前提となる事柄を確認するために、最初に自身の過去の論文に触れるのを許していただきたい、

その論考は、感情(英語ではemotion)の概念の形成過程を辿ったものだが、当時の靖国参拝、米国によるアフガニスタンへの軍事攻撃(その年の春に不正なイラク戦争も開始された)、そしてイスラエルのパレスチナへの軍事侵攻などにおいて、「理性的判断」とは別の重要な動機として持ちだされる「国民感情」という言葉に対する問題意識があった。こうした文脈である種の正当化のために「感情」へ訴えることは、いまもおこなわれている。他方でパレスチナの人びとがその「感情」は無視され「国民」でさえないという当時の状況は、現在ではさらに残酷化している。

そのように使用されている「感情」の特性、そして理性的なものとの区別や対立について考えるための論点は、そのころすでに多く提供されていた。20世紀末までに、感情の哲学は一つの隆盛を迎えていたからだ。感情は哲学において「ひどくつまらない話題と考えられてきた」(De Sousa)状況から「関心は異常なまでに増大している」(Goldie)と評されるにいたっていた。そして、社会構築主義的理論と自然主義的アプローチの対立のもとで、感情とは、判断や信念の一種(Solomon, Nussbaum)、志向性を伴うフィーリング(“feelings towards” Goldie)、ある種の知覚(Roberts, Prinz)などとする、さまざまな理論が提示されていたが、全体として、諸感情(の少なくとも多く)には認知性や志向性、継続性、ある種の合理性、さらには語り(narrative)との関係が認められ、全体として感情が整合性や適切性などを問うる規範的性格をそなえていることが主張された。

こうした考察が西洋古代の感情論をしばしば参考に行っていることにも鼓舞されつつ、私のその論文は、怒りや悲しみといった個々の感情の歴史(この研究は非常に多かった)ではなく、「感情」という概念、つまり推論などの思考とも、五感による知覚とも、あるいは痛みなどの感覚とも異なる、いわゆる喜怒哀楽を代表とした心的諸状態を包括する概念ないし概念的な括り方の歴史的源泉を探索した。その形成を促した思考と文脈も、上記の問題を考えるための基礎資料となると考えたのである。

西洋において「感情」に相当する概念的な括り方が明示的になるのは、ストア派の「パトス」の概念においてであるが、さらにその重要な源泉の一つを(おそらくはアリストテレスの議論を媒介しつつ)、プラトンの『ピレボス』や『国家』の議論、とりわけ後者の悪名高い「詩人追放論」に見出すことができる。そこで展開されるのは、人間の生を舞台で演じられるドラマ(行為)と重ねて見るような視点からの人間の心理の分節と分析である。この議論において、「ロゴス」と「パトス」が明確に対比され、聴衆は、理(ロゴス)と法(ノモス)の示すところに逆らって、悲劇や喜劇の登場人物と「パトスをともにする」(sympaschein)。こうして析出される心情が「感情」に相当する。

この源泉から考えるなら、たとえば映画を見る観客の抱く「感情」は真正の感情かといった一部美学者の話題に発言することなども可能だが、歴史的な源泉であることから、その概念について、存在の正当性や特定の理解の妥当性を導くことはできない。歴史的由来は理論的正当化とは異なる。政治との関係についてもそうであり、その概念形成のプロセスだけから何かを主張することは慎まなければならない。しかし少なくとも以上の事情は、考察のための一つの手掛かりを提供している。「詩人追放」は、「正しいポリスの建築のための処置」であり、ホメロスをはじめとした詩人たちが提供する規範とその教育への批判であった。こうして、「感情」は、それ自身が共同体における規範であるとともに、そのゆえに批判的に考察されるべき対象として、形づくられた。

さらにこの議論がもつ政治的な含意は、感情のある種の集団性ないし共同性が前提とされていることである。悲劇や喜劇の作者や演者たちが向き合っているのは、一人の人間というより、劇空間を共有する聴衆全体であろう。聴衆たちも、互いに観劇経験を、そして諸々の感情を同時的に共有している。この意味での共同の経験(sympaschein)もまた、感情を理解するうえでも、またとりわけ政治との関係を考えるうえでも重要な要素である。法廷弁論の分析を通じて感情を論じるアリストテレスの考察とともに、この古代的な視点は、感情がもともとある集団的性格をもっていることを示唆している。

現代においても、とくに近年では、哲学の分野でも集合的感情(collective emotions)の分析が試みられている。集団的感情は集団の一員であるがゆえに感じる独自の感情であり、個人の感情の総和には還元されず、それ自身が行為者の性格をもつことが論じられている(したがって、集団の行為者性や集団的な志向性を論じる社会的存在論(social ontology)の知見とも何らかの仕方で連携することになる)。ただし、経験諸科学からは、それに対する懐疑も根強い。

しかし現実の政治とのかかわりを考えるうえでより注目すべきは、集団的感情の典型例として扱われるW杯での自国チームへの熱狂や宗教指導者の葬儀における信者たちの嘆きなどよりも、人種や民族による差別の背景にあるような感情であろう。そうした感情は、アリーナや劇場といった同一の場を共有しなくとも、集団の成員の日常生活にまで浸透し、その集団において必ずしも意識にまで昇ることなく沈潜しているが、何らかのきっかけによって集団的に表出される。また、多くの場合に、それは明示的な言語や公共的媒体を介さずに、曖昧なかたちで醸成され、流布され、伝承されていく。その点においても理知的な言説とは対比されうるだろうが、それだけに、この種の集団的感情の特性や背景を理解し、それを評価することは容易ではない。しかし、古代に見られる知見と、最初に触れた感情の認知性や規範性を明らかにした哲学的な感情論の成果は、そうした暗黙的な集団的感情についてもその分析や理解に資すると思われる。そこから得られる当面の見通しは、暗黙的な集団的感情(とそれに規定される個人の感情)は、たんなる集団的感情であることを超えて、ある種の社会環境や社会構造を構成する要素でもあること、したがってそうした感情の分析は、その社会環境や社会構造、そして政治への批判的考察にならざるをえないということである。リベラルな立場からの「政治的感情」論もまた、そうした観点から再検討を要するだろう。